

II 第四一 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5) 許可権限の市町村長への委譲

100	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5) 許可権限の市町村長への委譲</p>	<p>「鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村に委譲した場合は、市町村における捕獲情報を少なくとも月ごとに都道府県に報告するよう求め、そのデータを整備して常に全域における最新の捕獲情報を入手するよう努めるものとする。」を追加する。(計18件)</p>	<p>ご指摘を踏まえてII第四一1(5)の第1段落を以下のように修文します。(原文)円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。(修正)特定計画との整合等、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。</p>
101	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5) 許可権限の市町村長への委譲</p>	<p>西日本のツギノワグマや東北地方の一部のニホンザルのような、環境保護の必要性の極めて高い地域個体群の捕獲許可については、環境省が責任を持って判断すべきである。</p>	<p>環境省では必要に応じて狩猟に関する規制を行っています。捕獲許可については、法に示された希少鳥獣以外については都道府県知事において判断されるべきものと考えます。</p>
102	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5) 許可権限の市町村長への委譲</p>	<p>都道府県知事は委譲した権限の運営状況について把握と見直しを行うべき</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第3段落に含まれると考えます。</p>
<p>II 第四一 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項</p>			
103	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項</p>	<p>都道府県は、実施計画に基づく区市町村の捕獲に際して、過剰捕獲を予防する観点から捕獲情報を市町村から速やかに報告させ、適宜適切な対応を行い、場合に応じて狩猟による捕獲の規制を適宜検討するべきである。</p>	<p>2 ご指摘の趣旨についてはII第六一6(1)において、特定計画の実施状況に関する情報共有により適切に図るよう記述しています。</p>

<p>104</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6) 捕獲実施に当たったの留意事項</p>	<p>クマの学習放獣の際に、衛生部局や畜産部局に配属されている獣医師職員による麻酔薬投与を行えるよう研修等を行い、現場での実施体制の整備を進めべきである。</p>	<p>各都道府県において関係部署との適切な連携を図るべきと考えます。</p>
<p>II 第四一 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7) 捕獲物又は採取物の処理等</p>		
<p>105</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7) 捕獲物又は採取物の処理等</p>	<p>駆除個体は、極力野生復帰させ、やむをえない場合のみ安楽死とし、動物実験・食肉・薬等への転用や商業利用は全面的に禁ずべきである。</p>	<p>捕獲個体の放獣は、個別地域の状況に応じて判断すべきと考えます。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。</p>
<p>106</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7) 捕獲物又は採取物の処理等</p>	<p>「特にニホンザルの捕獲個体は、違法捕獲や違法売買を防止する観点から、1頭ごととに個体の顔の写真を撮り頭数確認の上、速やかに現地で処分すること」を追加する。さらに、「錯誤捕獲した個体については「可能な限り放鳥獣すること」を追加する。(計21件)</p>	<p>ご指摘を踏まえてII第四一1(7)の第1段落を以下のように修文します。なお、ニホンザルに関する指摘は申請書類等で確認する内容と考えます。(原文) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、(修正) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、</p>
<p>107</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7) 捕獲物又は採取物の処理等</p>	<p>錯誤捕獲した個体の活用を原則禁止しているが、死体については、トガリネズミ類のように分布情報が不足しているものもあり、それらについては学術標本などとして活用を図るべきである。</p>	<p>錯誤捕獲個体との区分が難しく、必要な場合にはそれを目的とした捕獲許可を得るべきと考えます。</p>

108	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等基準の設定(7)捕獲物又は採取物の処理等	「有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく数の調整を目的とせず、やむを得ず致死させた場合、その死がいは焼却か廃棄処理するものとする」という原則を加えるべき。(計14件)	捕獲等した個体は法律により原則として放置を禁止しています。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。
II 第四一 鳥獣の捕獲等又は採取等の情報の収集			
109	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等基準の設定(8)捕獲等又は採取等の情報の収集	捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を「求めるとともに、専門家あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成すること」と、「」内を追加する。(計19件)	捕獲者に対して過剰な負担になると考えます。
II 第四一 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方			
110	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等基準の設定(9)保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	保護の必要性が最も高い地域個体群は、四国の個体群であるが、記述は「西日本のツキノワグマ」としている。大きな誤りである。四国のツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記すべきである。(計3件)	四国地方も含めて西日本と考えます。
II 第四二 学術研究を目的とする場合 (1) 学術研究			
111	2 学術研究を目的とする場合(1)学術研究	小型哺乳類、特に食虫類やねずみ類の学術捕獲や環境教育のための捕獲において、合理的でないわな数の制限が設けられる場合がある。基本指針で言及し、対応していただきたい。(計3件)	錯誤捕獲等の防止には必要な場合があると考えます。

II 第四一 2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査

112	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	研究の目的及び許可対象者・鳥類の種類などの許可範囲の縮小を希望します。	その目的等に応じて審査され、適切に許可されているものと考えます。
113	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	標識調査はなぜ行うか、指針に盛り込んでください。	I 第一一 2 (5)、I 第二一 3 等において記述しています。
116	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	小型の鳥（希少種では特に）での、かすみ網捕獲の危険が大きすぎる。調査で「得られるもの」と「失うもの」のバランスを、科学的に検証すべきであり、その項目を設ける。	捕獲時の事故防止等については、II 第四一 1 (6) において記述しています。また、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
114	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	指針に「調査目的」を盛り込んでください。	I 第一一 2 (5)、I 第二一 3 等において記述しています。
115	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	標識調査での、スズメ目の調査方法を見直す必要があると思われる	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
117	2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者」だけに修正する。	可能な限り広くデータを収集するためには、委託を受けた者から依頼されたものにより行われる調査は必要と考えます。
118	3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2) 有害鳥獣捕獲の許可基準の設定	有害鳥獣捕獲の実績の多い鳥獣として、「狩猟鳥獣、カワウ・マングース及びノヤギ」を記述しているが、各地域の事情により、それ以外でも捕獲件数が増加している鳥獣があるため、その旨の記述を加える。	全国的な視点で記述したものであり、原文通りが適当と考えます。

119	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>捕獲した有害鳥獣の売却を禁止すべき。 (計4件)</p>	<p>捕獲個体の放獣は、個別地域の状況に応じて判断すべきと考えます。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。</p>
120	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>生活環境に係る被害の防止を目的とした捕獲に関しては、被害防除対策を必ずしも要件とすべきではない。</p>	<p>生活環境に係る被害においても、被害防除対策は必要と考えます。</p>
121	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>むやみな鳥獣の殺傷に発展するなどの事態にならないよう、防除対策を十分に検討・実施等された上でも被害が防止できないと認められるときのみ行うものとする。</p>	<p>指摘の趣旨は、原文にある原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに含まれると考えます。</p>

<p>122</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、又は農林水産業に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲について許可基準の設定</p>	<p>有害鳥獣の捕獲許可は、県の許可を得て行うものとし、捕獲した鳥獣は県が処分するものとする。</p>	<p>鳥獣法の捕獲許可権限は必要に応じて都道府県知事から市町村長に委譲されていますが、その際の留意事項については該当箇所に記述しています。また、捕獲個体全てを都道府県が処分することは適切ではないと考えます。</p>
<p>123</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、又は農林水産業に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲について許可基準の設定</p>	<p>許可は被害防除努力が十分になされているにも拘わらず被害が解消されないときに限ることとし、許可基準が満たされているかどうかについて判断を保護団体を含む検討会に諮るべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、原文にある原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに含まれると考えます。</p>
<p>124</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、又は農林水産業に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲について許可基準の設定</p>	<p>特定計画が作成されている場合の予察捕獲行うべきでない (計3件)</p>	<p>原則として「特定鳥獣の数の調整」として扱うこととしています。</p>